

2023年3月22日

各 位

住 所 東京都渋谷区道玄坂一丁目2番3号  
会 社 名 GMOフィナンシャルホールディングス株式会社  
代 表 者 代表執行役社長 COO 石村 富隆  
(コード番号: 7177 東証スタンダード)  
問 合 せ 先 常 務 執 行 役 CFO 山 本 樹  
T E L 03-6221-0183  
U R L <https://www.gmofh.com/>

## 簡易株式交換による GMO コイン株式会社の完全子会社化に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社を株式交換完全親会社とし、当社の連結子会社である GMO コイン株式会社（以下「GMO コイン」）を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」）を行うことを決議し、同日付で GMO コインとの間で株式交換契約（以下「本株式交換契約」）を締結いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、当社は、本株式交換について、会社法第 796 条第 2 項の規定に基づき、簡易株式交換の手続により株主総会の決議による承認を受けずに行う予定です。また、本株式交換は、連結子会社を完全子会社化する簡易株式交換であるため、開示事項・内容を一部省略して開示しております。

### 記

#### 1. 本株式交換の目的

当社及び当社の連結子会社（以下「GMO-FH」）は、「強いものをより強くする」の方針のもと、持続的成長の実現に向けて、既存事業の基盤強化と成長性が期待される新規事業領域への積極的投資を推進しております。

GMO コインは、GMO-FH がこれまで金融事業で培ってきた高い技術力とノウハウを活用し、安心して暗号資産を取引できる環境を提供することで、順調に顧客基盤を拡大しております。一方、2022年12月期は、暗号資産市場が低迷する中、売買代金が低調に推移したことから前期比で営業収益が大幅に減少し、営業損失を計上することとなりました。現在、GMO コインは、収益の安定化に向けて、暗号資産市場の復調に備えたサービスの拡充や利便性向上に努めるとともに、IEO<sup>※</sup>やストック型商品の提供に取り組んでおります。

当社は、グループ資源を効率的かつ機動的に活用することで既存事業の基盤強化を一層強力に推し進めるため、本株式交換により GMO コインを当社の完全子会社とすることといたしました。GMO-FH の一体経営を強化し、持続的成長とさらなる企業価値向上を図ってまいります。

※IEO (Initial Exchange Offering) とは、暗号資産交換業者を介して行われる資金調達の方法のことで、暗号資産交換業者が発行者の事業内容や調達した資金の用途などに対して審査を実施し、新規発行されたトークンの販売を行います。

## 2. 本株式交換の要旨

### (1) 本株式交換の日程

本株式交換契約の取締役会決議日（当社及び GMO コイン）	2023 年 3 月 22 日
株式交換契約締結日（当社及び GMO コイン）	2023 年 3 月 22 日
本株式交換の臨時株主総会承認決議日（GMO コイン）	2023 年 4 月 6 日（予定）
本株式交換の予定日（効力発生日）	2023 年 4 月 13 日（予定）

(注1) 当社は、会社法第 796 条第 2 項の規定に基づき、株主総会の決議による承認を必要としない簡易株式交換の手続により、本株式交換を行う予定です。

(注2) 上記日程は、本株式交換の手続の進行上の必要性及びその他の事由により、両社の合意に基づき変更されることがあります。

### (2) 本株式交換の方式

当社を株式交換完全親会社、GMO コインを株式交換完全子会社とする株式交換です。

なお、本株式交換は、当社については会社法第 796 条第 2 項の規定に基づき簡易株式交換の手続により、株主総会の承認を得ずに、また、GMO コインについては 2023 年 4 月 6 日に開催予定の臨時株主総会の決議により本株式交換契約の承認を得た上で、同年 4 月 13 日を効力発生日として実施する予定です。

### (3) 本株式交換に係る割当ての内容

	当社 (株式交換完全親会社)	GMO コイン (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る株式交換比率	1	507
本株式交換により交付する当社株式数	当社普通株式：4,182,750 株	

#### (注1) 株式交換比率

当社は、GMO コインの普通株式 1 株に対して、当社の普通株式（以下「当社株式」）507 株を割当交付いたします。本株式交換の効力発生日前において当社が保有する GMO コインの株式（23,367 株）については、本株式交換による株式の割当ては行いません。なお、上記表に記載の本株式交換に係る株式交換比率（以下「本株式交換比率」）は、本株式交換契約に従い、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社間で協議の上、変更されることがあります。

#### (注2) 本株式交換により交付する当社株式数

当社は、本株式交換に際して、当社が GMO コインの発行済株式の全部を取得する時点の直前時における GMO コインの株主に対して、その所有する GMO コイン株式に代えて、本株式交換比率に基づいて算出した数の当社株式を割当交付いたします。当社普通株式の交付は、株式の新規発行により行う予定です。

#### (注3) 単元未満株の取り扱い

本株式交換に伴い、当社の単元未満株式（100 株未満）を保有することとなる GMO コインの株主については、当社に関する以下の制度をご利用いただくことができます。なお、金融商品取引所市場において単元未満株式を売却することはできません。

##### ① 単元未満株式の買取請求制度（100 株未満株式の売却）

会社法第 192 条第 1 項の規定に基づき、当社の単元未満株式を保有する株主が、その保有する単元未

満株式を買い取ることを当社に対して請求することができる制度です。

② 単元未満株式の買増制度（100株への買い増し）

会社法第194条第1項および当社の定款の規定に基づき、当社の単元未満株式を保有する株主が、当社に対して、その保有する単元未満株式の数と合わせて1単元（100株）となる数の当社株式を売り渡すことを請求し、これを買増することができる制度です。

（4）本株式交換に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

GMOコインは、新株予約権及び新株予約権付社債を発行しておらず、該当事項はありません。

3. 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等

（1）割当ての内容の根拠及び理由

当社は、本株式交換に用いられる本株式比率の検討に際し、公平性・妥当性を確保するため、当社及びGMOコインから独立した第三者算定機関である株式会社大和総研（以下「大和総研」）に、両社の株式価値、株式交換比率の算定を依頼しました。

当社は、大和総研から提出を受けた株式交換比率に関する算定書を踏まえて、当社及びGMOのコインの財務状況、業績動向等の要因を総合的に勘案した上で、GMOコインとの間で真摯に協議・交渉を重ねた結果、最終的に上記2.（3）に記載の本株式交換比率は大和総研が算定した株式交換比率の範囲内であり、中央値に近い数値となっており、それぞれの株主の利益を損ねるものではなく妥当であるとの合意に至ったことから、本株式交換比率により本株式交換を行うことを決定しました。なお、本株式交換比率は、算定の前提となる諸条件について重大な変更が生じた場合、当社とGMOコインとの間での協議により変更されることがあります。

（2）算定に関する事項

① 算定機関の名称並びに当社及びGMOコインとの関係

大和総研は、当社及びGMOコインから独立した算定機関であり、両社の関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有していません。

② 算定の概要

大和総研は、当社株式については、東京証券取引所スタンダード市場に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法を採用して算定しております。具体的には、2023年3月20日を算定基準日として、算定基準日の株価終値、算定基準日を含む直近1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の各期間の株価終値の単純平均値に基づき算定しております。算定された当社の普通株式の1株当たりの価値の評価範囲は以下のとおりです。

採用した算定手法	株式交換比率算定の基礎となる1株当たりの価値の評価範囲
市場株価法	551円～579円

これに対して、GMOコイン株式については同社が非上場会社であり、その株式価値の源泉は将来の収益獲得能力にあることから、将来の事業活動の状況に基づく収益獲得能力を評価に反映するためにディス

カウテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF 法」）を採用して株式価値を算定しております。算定された GMO コインの普通株式の 1 株当たりの価額の評価範囲は以下のとおりです。なお、大和総研が DCF 法の算定の基礎とした GMO コインの事業計画において、大幅な増減益や資産・負債の大幅な変動が見込まれている事業年度はありません。また、GMO コインの事業計画は、本株式交換を前提としたものではありません。

採用した算定手法	株式交換比率算定の基礎となる 1 株当たりの価値の評価範囲
DCF 法	253,961 円 ~ 310,808 円

上記算定手法による当社の普通株式 1 株当たりの株式価値を 1 とした場合の株式交換比率の評価範囲は、以下のとおりです。

採用した算定手法		株式交換比率の算定結果
当社	GMO コイン	
市場株価法	DCF 法	438.63 ~ 564.07

#### 4. 本株式交換の当事会社の概要

	株式交換完全親会社	株式交換完全子会社
(1) 名称	GMO フィナンシャルホールディングス株式会社	GMO コイン株式会社
(2) 所在地	東京都渋谷区道玄坂一丁目 2 番 3 号	東京都渋谷区道玄坂一丁目 2 番 3 号
(3) 代表者の役職・氏名	代表執行役社長 石村 富隆	代表取締役社長 石村 富隆
(4) 事業内容	金融商品取引業等を行う連結子会社の経営管理並びにこれに附帯する業務	暗号資産交換業
(5) 資本金 (2022 年 12 月末日現在)	705 百万円	1,100 百万円
(6) 設立年月日	2012 年 1 月 4 日	2016 年 10 月 11 日
(7) 発行済株式数 (2022 年 12 月末日現在)	117,909,153 株	31,617 株
(8) 決算期	12 月末日	12 月末日
(9) 大株主及び 持株比率※ (2022 年 12 月末日現在)	GMO インターネットグループ株式会社 65.21% 株式会社大和証券グループ本社 4.42% 高島 秀行 1.03% 高橋 慧 0.56% 株式会社日本カストディ銀行（信託口） 0.40% CREDIT SUISSE (SWITZERLAND) LTD 0.37% 楽天証券株式会社 0.36% 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口） 0.33%	GMO フィナンシャルホールディングス株式会社 73.90% GMO インターネットグループ株式会社 20.87% Fitech Source, Inc. 2.37% 4U 株式会社 2.37% GMO グローバルサイン株式会社 0.47%

	佐々木 嶺一 0.32%					
	STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234 0.23%					
(10) 最近3年間の経営成績及び財政状態						
決算期	GMOフィナンシャルホールディングス株式会社(連結)			GMOコイン株式会社		
	2020年12月期	2021年12月期	2022年12月期	2020年12月期	2021年12月期	2022年12月期
純資産(百万円)	37,331	42,830	41,330	5,194	7,641	6,241
総資産(百万円)	725,367	996,049	991,482	85,428	184,368	108,130
1株当たり純資産(円)	317.84	358.50	347.94	164,294.45	241,700.89	197,401.16
営業収益(百万円)	35,988	45,924	46,533	5,174	12,067	3,676
営業損益(百万円)	12,268	15,396	9,150	1,761	4,264	△83
経常利益(百万円)	11,806	16,037	7,875	1,501	4,468	△832
親会社株主に帰属する当期純利益又は当期純損益(百万円)	7,298	9,858	1,212	1,009	3,052	△1,400
1株当たり当期損益(円)	62.33	86.90	10.66	34,952.28	96,560.44	△44,299.73

※当社は自己株式4,102,500株を保有していますが、大株主からは除いています。また、持株比率は、自己株式を控除して算出し、小数点第3位を切り捨てて表示しています。

#### 5. 本株式交換後の状況

株式交換完全親会社である当社において、本株式交換による名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金、決算期についての変更はありません。

#### 6. 今後の見通し

本株式交換による当社の連結業績に与える影響は、軽微であると判断しております。今後、開示すべき事項が生じた場合には速やかに開示いたします。

#### 7. 支配株主との取引等に関する事項

##### (1) 支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況

本株式交換においては、GMOインターネットグループ株式会社が当社株式65.21%、GMOコイン株式会社20.87%を保有するそれぞれの大株主であり、当社の少数株主との間で利益相反が生じ得る構造が存在することから、支配株主との重要な取引等を行う場合に準じて以下のとおり公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置を講じております。当社が2022年5月25日に開示したコーポレートガバナンスに関する報告書で示している「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」は以下のとおりです。

「親会社であるGMOインターネット株式会社\*（以下、GMOインターネットという）と、その子会社及び関連会社（以下、GMOインターネットと合わせてGMOインターネットグループという）との取引については、少数株主保護の観点から、取引条件の経済的合理性を保つために定期的に契約の見直しを行っており、新規取引につきましても、市場原理に基づき、その他第三者との取引条件との比較などからその取引の是非を慎重に検討し、判断しております。」

※2022年9月1日付で「GMO インターネットグループ株式会社」へと商号を変更しております。

本件取引においても、下記のとおりの方針を講じており、上記方針に適合していると判断しております。

## (2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

当社及び当社の連結子会社は、少数株主保護の観点から、親会社等の指示や事前承認によらず、独自に経営の意思決定を行っており、事業を展開するうえで特段の制約はなく、経営の独立性は確保されております。

本件取引は、当社を株式交換完全親会社とし、GMO コインを株式交換完全子会社とする株式交換であり、本株式交換に用いられる本株式比率の検討に際しては、その公平性・妥当性を確保するため、当社及びGMO コインから独立した第三者算定機関である大和総研に、両社の株式価値、株式交換比率の算定を依頼しました。算定書の概要は、3.(2)②をご参照ください。なお、大和総研から、本株式交換比率が財務的見地から妥当である旨の意見書（いわゆるフェアネス・オピニオン）を取得していません。

また、利益相反を回避するための措置に関する事項として、本日開催の取締役会における本件取引に関する審議及び決議については、GMO インターネットグループ株式会社の取締役を兼任する安田昌史、GMO コインの取締役を兼任する高島秀行及び石村富隆、監査役を兼任する山本樹を除いた取締役のみで行っております。

## (3) 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係がない者から入手した意見の概要

当社は、当社の独立役員である社外取締役普世芳孝氏、久米雅彦氏及び東道佳代氏より、(A) 本件取引は企業価値を向上させるための行為として合理性に疑わしい部分はないこと、(B) 本株式交換比率に関する算定書は、我が国において多数の実績を有する大手事業者であり、当社及びGMO インターネットグループ株式会社から独立した第三者機関により作成されており、算定基礎に不合理な点は見られず、算定方法及び算定結果は合理的なものと認められるところ、これを踏まえて対等に交渉した結果として決定され、かつ、算定書の評価の範囲内に収まるものとなっている本株式交換比率は、公正性及び妥当性が認められること、(C) 独立した第三者算定機関からの算定書の取得、協議・交渉におけるGMO インターネットグループ株式会社の影響力の排除及び意思決定時の利益相反回避の措置が採られていることから、本件取引の意思決定過程に公正性及び適法性を疑わせるような特段の事情は認められないと考えられ、総合的に検討すると、本件取引の決定は当社の少数株主にとって不利益なものではない旨の意見書を2023年3月22日付で入手しております。

以上